

新型コロナウイルス感染症対策について（連絡）

長野高等学校

1 基本的な感染症対策の徹底

- (1) 家庭と連携した朝・晩の検温及び風邪症状の確認（同居家族の体調確認等を含む）
- (2) こまめな手洗い（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、昼食の前  
後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったとき、等）
- (3) 多くの生徒が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などの消毒
- (4) マスクの着用
- (5) 「三つの密」の回避
  - 1) 換気は少なくとも30分に1回窓を開けて行う。可能であれば常時窓を開ける。（空調使用時も換気が必要）
  - 2) 身体的距離の確保  
座席の配置は、生徒の間にできるだけ2メートル（最低1メートル）の距離を確保し、対面としない。（身体的距離を確保するための工夫例）

2 登校における注意事項

- (1) 登校に際しては「健康チェックカード」に基づき体調確認をする。
- (2) 「健康チェックカード」を持参する。また「体温計」をできるだけ持参する。
- (3) 体調確認を忘れた生徒は、登校直後、持参した体温計で体調確認を行う。体温計を持参できない場合は、保健室で体温測定をする。
- (4) 毎朝、SHRにて「健康チェックカード」を提出し、健康確認を行う。
- (5) 登校できなかった場合（発熱等の風邪症状がある場合）は、結果的に感染症でないことが判明しても、欠席については出席停止扱いとするので、必ず自宅で療養して外出を極力控えるとともに、その旨を学校へ連絡する。
- (6) 公共交通機関を用いる際には友達同士であっても社会的距離を保ち、極力話をしない。また、できるだけ徒歩や自転車等を併用する。

3 学校における注意事項

- (1) 始業前、休み時間、放課後等の時間においても感染症対策を実行する。
- (2) 教室等での授業においては、換気のため窓の開放等の対応を行う。
- (3) 教室における生徒の間隔をできる限り広く取るほか、教職員の飛沫拡散防止に適切に配慮する。（例：フェイスシールド着用、ハンズフリー拡声器使用、生徒最前列と教卓の十分な距離確保、等）
- (4) 授業中は、エアコン使用中でも換気を行い、またその間にトイレに行くことを認め、休み時間に利用者が集中することを回避する。
- (5) 学校内だけでなく登下校時もマスクを着用する。マスク着用ができない場合は飛沫が飛ばない工夫をする。
- (6) こまめな手洗いを実践し、持参したハンカチ等によくふき取る。
- (7) 清掃者の負担を軽減するため、生徒・教職員はビニール袋等を持参し、使用済みのマスクやティッシュ、飲食類の包装紙を自宅に持ち帰る。

(8) 昼食時が最も飛沫感染等の懸念が高まるため、窓を開放し、対面はせず同方向を向いて、広い空間（中庭、廊下等）に分散し昼食をとる。できるだけ会話を控える。

#### 4 授業における注意事項

(1) 各教科担当の指示に従う。

#### 5 クラブ活動について

(1) 以下のように段階的な再開とし、慎重に活動計画を立てる。特に6月14日までは活動は平日のみ。

<参考> 運動パフォーマンス回復のための活動計画の例

期 間	6月7日まで	6月8日から14日	6月15日から21日	6月22日以降
期分け	準備期	練習再開期	適応期	
目 的	体幹の強化 活動準備	体力・技術練習の アイドリング期	基礎体力の再構築 技術練習	基礎体力の向上 技術練習
強 度	40%程度	50%程度	70%程度	80%程度
活動時間	30分程度	60分まで	90分まで	90分まで

#### (2) 感染防止対策の徹底

##### 1) 感染リスクに十分配慮しなければならない活動等について

感染リスクの高い活動（密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発生したりする活動）の実施は慎重に検討する。

##### 2) 使用する用具等の扱いについて

ア 用具等については、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。また、生徒は、用具等の使用前後に手洗い、消毒等をする。

イ 共用を避けることが難しい用具等（ボール、トレーニング器具、楽器、実験器具等）を使用する場合は、活動中・活動後にこまめに手洗い、消毒等をする。

##### 3) 活動場所、部室、更衣室等の使用について

ア 活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし、気温の高い日などは、熱中症に注意すること。

イ 体育館・柔剣道場・音楽室・教室等の屋内で活動する際には、その場所のドアは広く開け、常時2方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。また、屋内においては長時間の活動を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数の利用とし、多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。

ウ 部室や更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

##### 4) 対外運動競技、合同練習会、合同発表会等について

ア 健康診断を実施し、生徒の健康状態が把握できるまでは対外運動競技等に参加しない。

イ 当面の間、生徒の感染リスクや活動不足による怪我等のリスクを避けるため以下の活動は行わないこととする。

- ・他校との練習試合や合同練習会、県内外遠征、合宿
- ・不特定多数の人が集まるような発表会、演奏会等

##### 5) その他

運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じる。